

資格等

4. 機械関連の業務に必要な資格等

	業務内容	資格			規則条文 ¹⁾
		免許	技能講習	特別教育	
クレーン等	クレーンの運転 〔床上運転式 ²⁾ 〔床上操作式 ³⁾ 〔跨線テルハ	吊上げ荷重5t以上 〃 5t未満 吊上げ荷重5t以上 〃 〃	○ ○(限定)	○ ○	令20, ク則22 則36, ク則21 令20, ク則 224-4 令20, ク則22 則36, ク則21
	移動式クレーンの運転	吊上げ荷重5t以上 〃 1t以上5t未満 〃 1t未満	○	○ ○	令20, ク則68 令20, ク則68 則36, ク則67
	建設用リフトの運転			○	則36, ク則183
	デリックの運転	吊上げ荷重5t以上 〃 5t未満	○	○	令20, ク則108 則36, ク則107
	玉掛け	吊上げ荷重1t以上 〃 1t未満		○ ○	令20, ク則221 則36, ク則222
	動力駆動の巻上げ機の運転			○	則36
建設・荷役運搬機械等	車両系建設機械の運転 (整地、運搬、積込み及び掘削)	機体質量3t以上 〃 3t未満		○ ○	令20, 則41 則36
	車両系建設機械 (基礎工事用)の運転	機体質量3t以上 〃 3t未満		○ ○	令20, 則41 則36
	基礎工事用機械で自走できるもの以外のものの運転			○	則36
	車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作			○	則36
	車両系建設機械(締固め機械)の運転			○	則36
	コンクリートポンプ車の作業装置の操作			○	則36
	ブレーカの運転	機体質量3t以上 〃 3t未満		○ ○	令20, 則41 則36
	ボーリングマシンの運転			○	則36
	高所作業車の運転	作業床の高さ10m以上 〃 2m以上10m未満		○ ○	令20, 則41 則36
	不整地運搬車の運転	最大積載量1t以上 〃 1t未満		○ ○	令20, 則41 則36
	フォークリフトの運転	最大荷重1t以上 〃 1t未満		○ ○	令20, 則41 則36
	ショベルローダ、 フォークローダの運転	最大荷重1t以上 〃 1t未満		○ ○	令20, 則41 則36
	軌道動力車の運転			○	則36

注：1) 令：労働安全衛生法施行令 則：労働安全衛生規則

ク則：クレーン等安全規則

- 2) 床上運転式：天井クレーンや橋形クレーンで、運転者が走行方向だけに荷とともに押しボタンスイッチを持って移動するもの
- 3) 床上操作式：天井クレーンや橋形クレーンで、運転者が走行方向、横行方向とも、荷とともに押しボタンスイッチを持って移動するもの